

報告第73号

各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱いについて

各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年8月25日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会  
会 長 平 野 清

報告第 73 号	各種事務事業(ごみ・し尿処理関係)の取扱い			
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果
廃棄物処理計画	<p>観音寺市一般廃棄物処理計画</p> <p>策定年度 平成16年度</p> <p>目標年次 平成20年度</p> <p>(環境や合併等諸条件の大きな変動がない限り5年毎に見直し)</p>	<p>大野原町一般廃棄物処理計画</p> <p>策定年度 平成9年度</p> <p>目標年次 平成20年度</p> <p>(概ね5年毎に見直し)</p>	<p>豊浜町一般廃棄物処理計画</p> <p>・一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理、生活廃水処理)</p> <p>策定年度 平成14年度</p> <p>目標年次 平成23年度</p>	<p><b>【調整方針】</b></p> <p>廃棄物処理計画については、合併時に再編統一する。</p> <p><b>【調整結果】</b></p> <p>観音寺市一般廃棄物処理計画</p> <p>旧市町の区域に基づく現計画を引き継ぎ、その集合体を新市の計画とする。</p>
一般廃棄物処理業等許可事務	<p>・許可申請者</p> <p>一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者</p> <p>上記について更新を申請する者</p> <p>・有効期限 2年</p> <p>・許可手数料 1件につき5,000円</p>	<p>・許可申請者</p> <p>一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者</p> <p>上記について更新を申請する者</p> <p>・有効期限 2年</p> <p>・許可手数料 無料</p>	<p>・許可申請者</p> <p>一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者</p> <p>上記について更新を申請する者</p> <p>・有効期限 2年</p> <p>・許可手数料 無料</p>	<p><b>【調整方針】</b></p> <p>一般廃棄物処理業等許可事務については、合併時に再編統一する。ただし、既に許可済みの者については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p><b>【調整結果】</b></p> <p>・許可申請者</p> <p>一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者</p> <p>上記について更新を申請する者</p> <p>・有効期限 2年</p> <p>・許可手数料 1件につき5,000円</p>

報告第 73 号	各種事務事業(ごみ・し尿処理関係)の取扱い			
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果
衛生組合	<p>観音寺市衛生組合連合会</p> <p>目的 衛生組合相互の緊密な連携のもとに市民保健の増進と環境衛生の向上を図り健康で住みよい社会の建設に資すること</p> <p>事務局 観音寺市役所生活環境課内</p> <p>総会 年1回(5月末)</p> <p>会費 20円/世帯</p> <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>組織の育成強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会、講習会参加</li> <li>・広報活動の強化</li> <li>・顕彰事業の推進</li> </ul> </li> <li>生活環境の整備と美化運動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭排水路及び集積所の消毒並びに散乱ゴミ清掃の実践活動の推進</li> <li>・河川清掃等の推進、空カン等の投げ捨て防止、資源ゴミの回収運動の推進</li> <li>・ゴミ分別収集の推進</li> </ul> </li> <li>各種保健事業への積極的な参加と協力の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査並びに各種検診の受診率を高め、健康の保持増進を図る。</li> <li>・健康教室への参加を呼びかけ、成人病に対する知識と理解を深める。</li> <li>・市保健センターの積極的な利用を呼びかけ、自己健康管理の啓発と推進を図る。</li> <li>・地区献血推進協議会を中心に、献血に対する理解と協力を広く呼びかけ、地域ぐるみで助け合いを推進する。</li> <li>・野犬による被害を防止するため、撲滅に組織ぐるみで協力する。</li> </ul> </li> </ol>	<p>大野原町衛生組合</p> <p>目的 町民の自主的組織活動を推進し、町の基本行政を犯すことなく町当局の環境衛生並びに町民の福祉行政を支援して健康で明るく住みよい大野原町を建設すること</p> <p>事務局 大野原町役場住民課内</p> <p>総会 年1回(4月末)</p> <p>会費 1,000円/戸</p> <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地区組織の啓蒙増進</li> <li>衛生思想の普及向上</li> <li>会員の健康と福祉の増進</li> <li>指導者の養成</li> <li>公衆衛生、環境衛生、母子衛生等の研究調査</li> <li>優良施設、器具、共同防除薬剤等の推奨及び斡旋並びに必要な応じてその助成措置</li> <li>その他本会の事業達成のための必要な事業</li> </ol>	<p>豊浜町保健衛生推進協議会</p> <p>目的 単位推進会相互の緊密な連携のもとに町民の保健衛生の向上をはかり、健康で住みよい豊浜町の建設に寄与すること</p> <p>事務局 豊浜町役場住民生活課内</p> <p>会議 年1回(5月末)</p> <p>会費 なし</p> <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>町民の保健衛生知識の啓蒙と増進</li> <li>公衆衛生思想の普及と推進</li> <li>指導者の育成</li> <li>優良施設、器具薬剤などの推奨と斡旋</li> <li>町、保健所等保健行政に対する協力</li> <li>その他本会の目的達成に必要な事業</li> </ol>	<p><b>【調整方針】</b> 衛生組合については、合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p><b>【調整結果】</b></p> <p>目的 観音寺市下における地区組織相互の緊密な連携の下に、地区社会を通じ公衆衛生の向上を図り、健康で住みよい社会の建設に資すること</p> <p>名称 観音寺市環境衛生組織連合会</p> <p>組織 観音寺環境衛生組合、大野原環境衛生組合、豊浜環境衛生組合により組織する。</p> <p>事務局 観音寺市役所市民部生活環境課内</p> <p>会議 定例会 年2回 その他必要の都度臨時会を開催</p> <p>事業 上記の目的を達成するための必要な事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)各環境衛生組合の連携、育成</li> <li>(2)会員の健康の保持、増進</li> <li>(3)指導者の育成</li> <li>(4)公衆衛生上必要な研究、調査</li> <li>(5)功労者、優良団体の顕彰</li> <li>(6)優良施設、器具、薬剤等の推奨及び斡旋</li> <li>(7)その他本会の目的達成に必要な事業</li> </ol>

報告第 73 号	各種事務事業(ごみ・し尿処理関係)の取扱い			
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果
<p>ごみ減量等推進事業</p> <p>観音寺市廃棄物減量等推進審議会</p> <p>15名以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 識見を有する者</li> <li>・ 各種団体の代表者</li> </ul> <p>任期 2年</p> <p>啓発活動</p> <p>ごみの抑制、再利用、水切りの推進については 広報、インターネット、チラシ等により周知</p>	<p>啓発活動</p> <p>ごみの抑制、再利用、水切りの推進については、衛生組合総会において周知</p>	<p>啓発活動</p> <p>ごみの抑制、再利用、水切りの推進については 広報、ケーブルテレビ、チラシ等により周知</p>	<p><b>【調整方針】</b></p> <p>ごみ減量等推進事業については、合併時に再編統一する。</p> <p><b>【調整結果】</b></p> <p>15名以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 識見を有する者</li> <li>・ 各種団体の代表者</li> </ul> <p>任期 2年</p> <p>啓発活動</p> <p>ごみの抑制、再利用、水切りの推進については 衛生組合、広報、インターネット、ケーブルテレビ、チラシ等により周知</p>	
<p>生ごみ処理機購入費助成事業</p> <p>目的</p> <p>本市におけるごみ減量化推進の一環として、食品の調理残等の有機性ごみを、乾燥させる方式又は生ごみを微生物により分解する方式の生ごみ処理機械を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、もって一般家庭から排出される生ごみの減量化を図ること。</p> <p>対象</p> <p>市内に住所を有する世帯（事業所を除く。）で、次に掲げる生ごみ処理機を、市内の販売業者から購入し設置する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)生ごみを乾燥させる方式の処理機</li> <li>(2)生ごみを微生物により分解する方式の処理機</li> </ol> <p>補助内容</p> <p>1基につき購入金額の1/3、1世帯につき1基 (ただし20,000円を限度とする)</p>	<p>目的</p> <p>本市におけるごみ減量化推進の一環として、食品の調理残等の有機性ごみを、乾燥させる方式又は生ごみを微生物により分解する方式の生ごみ処理機械を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、もって一般家庭から排出される生ごみの減量化を図ること。</p> <p>対象</p> <p>市内に住所を有する世帯（事業所を除く。）で、次に掲げる生ごみ処理機を、市内の販売業者から購入し設置する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)生ごみを乾燥させる方式の処理機</li> <li>(2)生ごみを微生物により分解する方式の処理機</li> </ol> <p>補助内容</p> <p>1基につき購入金額の1/3、1世帯につき1基 (ただし20,000円を限度とする)</p>	<p>目的</p> <p>本町における廃棄物の適正処理の一環として、生ごみ（台所廃棄物をいう。）の排出減量を図るため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の購入者に対して予算の範囲内において補助金を交付し、もって住民の生活環境の向上に寄与する。</p> <p>対象</p> <p>本町に住所を有し豊浜町保健衛生推進協議会長が認めた生ごみ処理容器及び生ごみ処理機を購入し、申請者の町内の所有地に設置するもの</p> <p>補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生ごみ処理機 1個につき購入金額の1/3、1世帯につき1個 (ただし20,000円を限度とする)</li> </ul>	<p><b>【調整方針】</b></p> <p>生ごみ処理機購入費助成事業については、合併時に再編統一する。</p> <p><b>【調整結果】</b></p> <p>目的</p> <p>本市におけるごみ減量化推進の一環として、食品の調理残等の有機性ごみを、乾燥させる方式又は生ごみを微生物により分解する方式の生ごみ処理機械を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、もって一般家庭から排出される生ごみの減量化を図ること。</p> <p>対象</p> <p>市内に住所を有する世帯（事業所を除く。）で、次に掲げる生ごみ処理機を、市内の販売業者から購入し設置する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)生ごみを乾燥させる方式の処理機</li> <li>(2)生ごみを微生物により分解する方式の処理機</li> </ol> <p>補助内容</p> <p>1基につき購入金額の1/3、1世帯につき1基 (ただし20,000円を限度とする)</p>	